

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
たまごふりかけ，非常用糧食用		G Q - N 1 7 0 1 0 4 C	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
		変 更	令和 7 年 2 月 4 日
		作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のたまごふりかけ，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“たまごふりかけ”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
調味玉（黄）	塩味，旨味及び甘味を呈する黄色の調味か（顆）粒
調味玉（緑）	塩味，旨味及び甘味を呈する緑色の調味か（顆）粒
フレーク（黄）	薄片状の黄色のフレーク
おかか調味玉	かつおの風味を呈する茶色の調味か（顆）粒
たまごそばろ	たまごの風味を呈するそばろ状の黄色いフレーク
海苔	焼海苔特有の風味と色艶をもつ板海苔を刻んだもの
カルシウム調味玉	ほたて貝殻カルシウムを主原料とする黄色のか（顆）粒

2.3 配合

配合は，表2を標準とする。

表2－配合

	単位 %
材料	割合
調味玉（黄）	47.6
調味玉（緑）	16.6
フレーク（黄）	12.4
おかか調味玉	10.3
たまごそばろ	8.3
海苔	2.7
カルシウム調味玉	2.1

2.4 充填

表2を標準として配合し，かくはん後，充填する。

2.5 内容量

内容量は，4.6 g 以上とする。

2.6 品質

2.6.1 品位

品位は，配合状態，色沢及び香味が良好で，異味異臭がなく，きょう雑物などの混入を認めない。

2.6.2 容器

容器は，次による。

- 形状** 形状は，袋状容器とし，細部は，製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は，ポリエステル（12 μ m），アルミニウムはく（7 μ m）及びポリエチレン（40 μ m）を主材とし，細部は，製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは，67 μ m $\pm$ 7 μ mとする。
- 寸法** 寸法は，幅90 mm以下 $\times$ 長さ110 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチは，I形とし，上部又は下部を標準とし，サイドで機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は，GQ-N170053の2.3による。

2.7 外観

外観は，きず，汚れなどの有害な欠点がなく，密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.8 製品の表示

2.8.1 全般

製品の表示は，“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.8.2 表示方法

表示方法は，GQ-N170053の2.7.1による。

2.8.3 表示項目

表示項目は，製品の呼び方，名称（契約の相手方が定める名称），原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また，質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。），添加物（原材料名の欄の後ろに，“／”で区切り添加物を記載してもよい。），内容量，賞味期限，保存方法，製造者又は販売者，製造所（製造者又は販売者と同一の場合は，省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.8.4 表示要領

表示要領は，製造者の仕様による。

2.8.5 ロット番号

ロット番号は，適宜の位置に表示してもよい。

2.8.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は，GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は，製造に先立ち，表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し，外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり，同一製造体制で製造する場合は，省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.6.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3及び2.4による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。